

共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 高槻市発注の 阿武野認定こども園給食室新築その他機械設備工事

(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「当該工事」という。)の請負。

(2) 前号に付帯する工事。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、当該工事の請負契約の履行後4か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定に関わらず、当該工事を受注できない場合は解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事に關し、当企業体を代表して見積・入札及び請負代金の請求・受領を行う権限並びに発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次に定めるところによるものとする。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座に
よって取り引きするものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、当該工事竣工後決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち当該工事の施工中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが当該工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

____外1社は、上記のとおり____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所

代 表 者 商号又は名称

代表者職氏名

印

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者職氏名

印